

平成 31 年 5 月定例教育委員会
議案説明資料
(追加提案分)

議案 1 件

| | | | |
|-------|--|----|------------|
| 番号 | 議案第5号 | 担当 | 市民協働部市民図書館 |
| 議案名 | 松原市民松原図書館に係る指定管理者の指定について | | |
| | <p>平成31年3月30日より、指定管理者の募集を行ったところ、事業者からの提案があり、松原市公の施設の指定管理者候補者選定委員会より、指定管理者の候補者として、別紙事業者が選任されました。</p> <p>今回、新図書館は、開館当初から指定管理者による管理運営等を行うことで、施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上につながるものと考え、地方自治法第244条の2第3項及び松原市図書館条例第7条により市民図書館指定管理者候補者の指定を行うものです。</p> <p>1. 指定管理者の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象施設 松原市民松原図書館（新図書館） (2) 指定管理者として指定する団体 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号 名称 TRC 松原グループ (3) 指定期間 令和元年7月1日～令和7年3月31日まで | | |
| 説明 | | | |
| 施行期日等 | <p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年7月1日</p> | | |

松原市民松原図書館指定管理者申請団体概要

(卷之十)

| ① グループ名 | ② 団体名 | ③ 設立年月 | ④ 資本金(千円) | ⑤ 社員数(人) | ⑥ 團体の経営方針 | ⑦ 主な事業内容 | ⑧ 番号 | 類似施設改修等の業種実績 | ⑨ 全国実績: 1.2.8 当社体、3.4.9 館 【参考】業務委託: 7.3 自治体、1.7.1 船 ② 大阪府での実績: 9自治体、2.1 節 *大阪府……………1箇 *枚方市……………2箇 *八尾市……………1箇 *泉佐野市……………1箇 *大東市……………5箇 *泉州府……………3箇 *和泉市……………4箇 *摂津市……………2箇 *高石市……………2箇 *大坂箕面市……………2箇 |
|--|------------------|-------------------|-----------|---|---|------------------------------|---|---|--|
| 図書館は地域に根ざして、地域に暮らす人々とを支える、自らした個人を育てる機能です。民主主義が確立するための機能としていることと、生涯学習の機能が、ひとつの機能としていることと、生涯学習を前段階としての開館館の充実こそ民主主義の発展であるといえます。 TRCは図書館を支えることでこれからも地域社会に貢献してまいりたいと思います。 | 8,323 266,050 | 1979.12 東京都文京区 | 海図館流通センター | TRC本店グループ | TRCの運営体制は、①図書館運営部を登記し、平成8年1月より②図書館運営部業務を開始しましたほか、公的支援の手法であるPFI、指定管理契約にも積極的に取組んでいます。 | 1 株式会社ミムラティ | 東京都港區 1978.9 2,840,000 | 793 サーとス閑逸事業収益の基礎強化と都構屋住生活 者に対するサービスの拡大 | 総合建設業 不動産管理業・不動産賃貸業・賃 理業務・賃貸およびこれらの媒介・代理業務 |
| 図書館を中心とした図書館 ④指定管轄館による巡回館運営 ⑤公共図書館及び複数館を中心とした巡回館 ⑥公共図書館及び複数館を運営する図書館 ⑦巡回館併設の施設の開工(準備) ⑧巡回館併設の施設の完成、販賣 ⑨巡回館を登記し、平成8年1月より⑩巡回館運営部業務を開始しましたほか、公的支援の手法であるPFI、指定管理契約にも積極的に取組んでいます。 | 8,323 266,050 | 1979.12 東京都文京区 | 海図館流通センター | TRCの運営体制は、①図書館運営部を登記し、平成8年1月より②図書館運営部業務を開始しましたほか、公的支援の手法であるPFI、指定管理契約にも積極的に取組んでいます。 | 1 株式会社ミムラティ | 東京都港區 1978.9 2,840,000 | 793 サーとス閑逸事業収益の基礎強化と都構屋住生活 者に対するサービスの拡大 | 総合建設業 不動産管理業・不動産賃貸業・賃 理業務・賃貸およびこれらの媒介・代理業務 | |

条文

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2

1. 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならぬ。
2. 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。
3. 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
4. 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
5. 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
6. 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
7. 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
8. 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
9. 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
10. 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
11. 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。